



令和6年度 第1回中津川市環境保全審議会
第4次中津川市環境基本計画の策定について

令和7年1月30日
中津川市環境水道部環境政策課

1 中津川市環境基本計画について

中津川市環境基本計画の概要と計画策定の経緯について

- ◆ 中津川市環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されるものです。
- ◆ 中津川市総合計画を上位計画とし、環境における最上位の理念計画かつ環境施策の根幹をなす実行計画として位置付けられます。また、環境基本計画は地域温暖化対策実行計画や生物多様性戦略といった法令等で定められた諸計画を内包するほか、一般廃棄物処理基本計画等の関連する計画を引用します。
- ◆ 2004（平成16）年3月に第一次計画が策定され、現計画は第三次計画となります。なお、令和3年度に中間見直しを実施しています。
- ◆ 第三次計画の計画期間が来年度で終了することから、2026（令和8）年度を開始年度とする新たに第四次計画を策定します。
- ◆ 計画期間は10か年とします。

図 計画策定の経緯

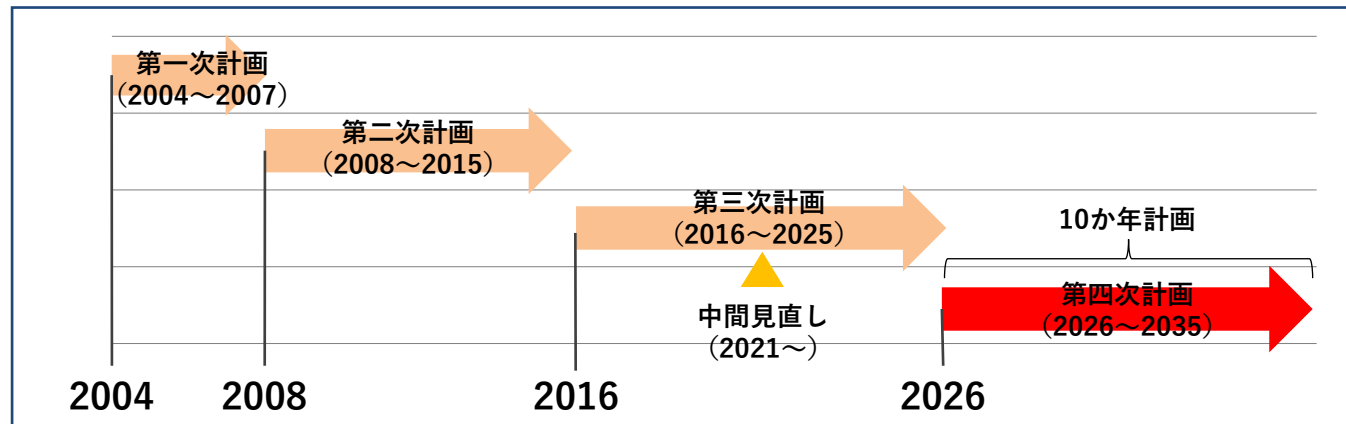
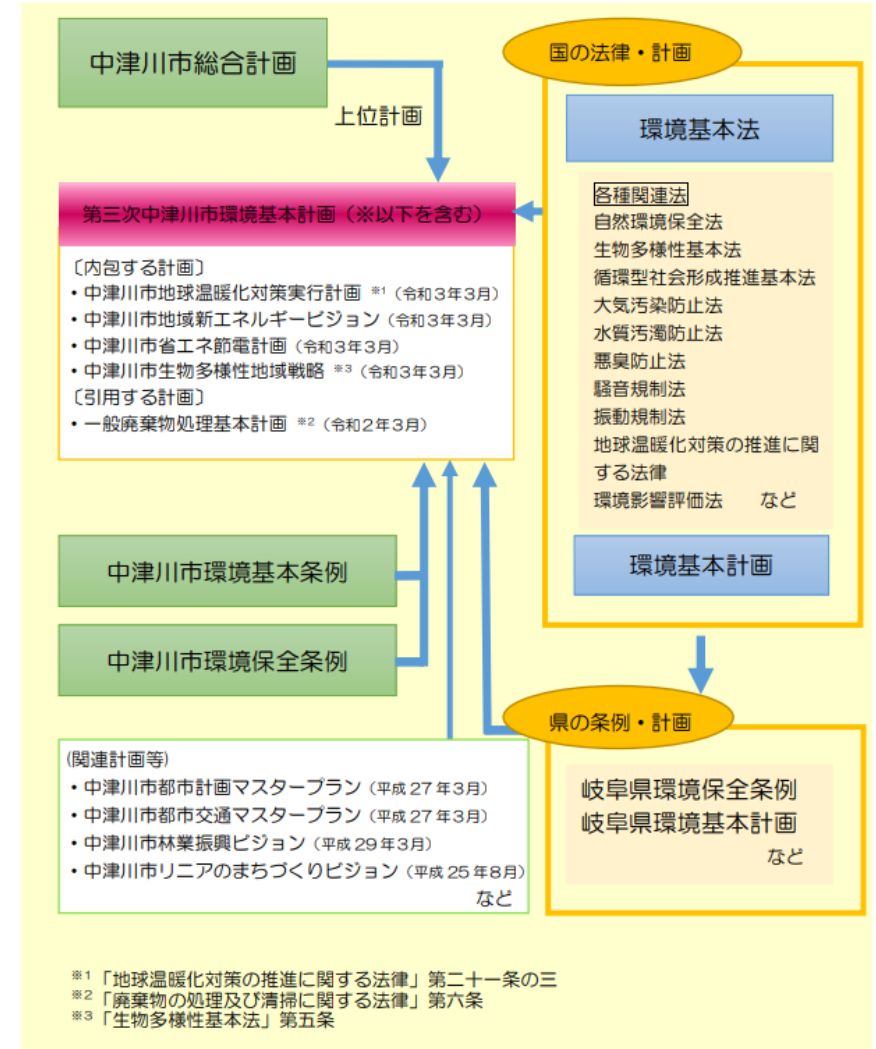


図 計画の位置づけ



出典：第三次中津川市環境基本計画（中間見直し版）

2 現行計画について

中津川市の将来の環境像

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川



実現のための5本の柱

自然共生

自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

循環

家庭や事業活動から排出される廃棄物等を減らし、できるかぎり再資源化します。

低炭素

自然エネルギーの導入などにより、二酸化炭素の排出を削減します。

安全安心

生活環境を守り、快適で安全に安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

人づくり

多様な主体、幅広い世代が連携・協力し、将来の環境を守る人材を育てます。

5本の柱に係る基本方針、指標及び達成状況

5本の柱	基本方針	指標	達成状況(R5)
自然共生 地域づくり	自然を守る仕組みをつくる	自然環境保全活動参加人数	○
	自然を調べ理解する	湧水湿地の調査箇所数(累計)	×
		ハナノキ自生地の調査箇所数(累計)	△
	自然を保全する	希少種自生地保全箇所数(累計)	×
		特定外来生物の分布区域数	×
	自然を活かす	外来種駆除ため池件数(累計)(ため池の池干し)	○
循環型 地域づくり		エコツーリズムツアーガイド数	△
	ごみ減量化の推進	総ごみ排出量	○
		家庭ごみ排出量	○
	3R(発生抑制、再使用、再利 用)の推進	集団資源回収量	△
	環境に配慮した適正処理・処分	最終埋立量	△
	地域資源の循環的活用	薪・パレットストーブ設置件数	○
低炭素 地域づくり	エネルギーの効率的な利用促進	市域の温室効果ガスの総排出量	△
		行政の温室効果ガスの総排出量	×
	再生可能エネルギーの導入促進	住宅用太陽光発電システム設置件数	△
		再生可能エネルギーを導入した公共施設数(累計)	△
	交通の低炭素化	EV・PHVの普及台数(累計)	—
	森林による二酸化炭素の吸収源 対策	間伐実施面積(累計)	△
安全安心な 環境づくり	健康で安全な環境づくり	一般大気環境基準達成率(NOx、SOx)	○
		河川環境基準(BOD)達成率	○
		騒音環境基準達成率(一般環境)	○
		不法投棄件数	△
	快適で安心な環境づくり	水道整備面積	×
		水洗化率(公共・特環・農集)	△
環境保全に 向けた 人づくり		公害防止協定締結事業所数	×
		幼児環境教育指導者数	△
	環境保全活動を推進するための 人づくり・仕組みづくり	河川環境教育指導者数	×
		中津川自然環境団体等連絡会議の参加団体数	×
		中津川市環境推進協会の会員事業所数	×
	多様な主体による環境教育・環 境学習の推進	幼児環境教育を実施した幼保園数	△
		河川・森林の環境学習を実施した学校数	△
		市民向けの環境講座、イベントの開催回数	×

出典：達成状況は『中津川市の環境 令和6年度版(令和5年度実績)』による。

○=目標達成、△=目標進捗率50%以上、×=目標達成率50%未満

3 国の動向① 環境基本計画

環境基本計画について

- ◆ 環境基本法に基づき策定される環境分野の最上位計画で、2021年4月に現行計画である『**第六次環境基本計画**』が策定されました。
- ◆ 第六次環境基本計画では、持続可能な社会の実現に向けた重要な要素として「**ウェルビーイング／高い生活の質**」を位置づけています。これは、環境保全を通じて、物質的な豊かさに加えて、健康で心豊かな生活の実現を目指すという考え方のことです。
- ◆ 「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす環境政策を実現するためには、「脱炭素」「資源循環」「自然共生」等の施策を統合・シナジー化させつつ、政府・市場・国民を共進化させ、環境・経済・社会の統合的向上を図らなければならないとしています。

ウェルビーイングの具体例

- ・ 良好な環境の保全による健康の維持・増進
- ・ 自然との触れ合いによる精神的充足感の向上
- ・ 環境に配慮した持続可能な経済活動による安定した暮らしの実現

環境・経済・社会の統合的向上の具体例

- ・ 再エネ導入によってエネルギー利用に係る支出を減らし、経営の改善とリスク回避につなげる（環境＋経済）
- ・ 蓄電池を導入し、防災リスクに備える（環境＋社会）
- ・ 自然保護の取組によってブランド価値を高める（環境＋経済）

6つの戦略と6つの重点施策について

- ◆ 環境・経済・社会の統合的向上を図るための戦略として、以下の6つを設定しています。

環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな**経済システム**の構築
2. 自然資本を基盤とした**国土**のストックとしての価値の向上
3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての**地域**づくり
4. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる**安全・安心**、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
5. 「新たな成長」を支える**科学技術**・イノベーションの開発・実証と社会実装
6. 環境を軸とした戦略的な**国際**協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

- ◆ 個別分野として、以下の6つを挙げています。

個別分野の重点的施策

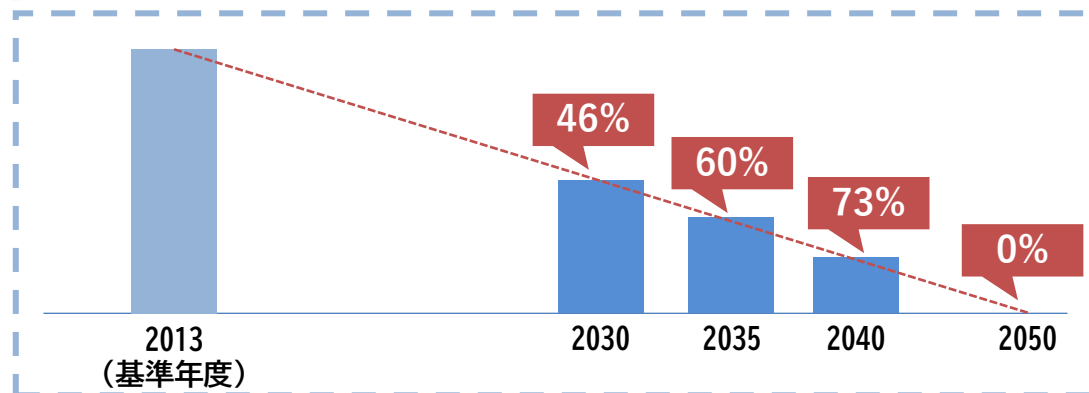
- 気候変動対策 … 地球温暖化対策計画等
- 循環型社会の形成 … 第五次循環型社会形成推進基本計画
- 生物多様性の確保・自然共生 … 生物多様性戦略2023-2030
- 水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理
- 基盤となる施策 … 環境影響評価、研究・開発、環境教育、協働取組等
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

3 国の動向② 地球温暖化対策

地球温暖化対策の動向

- ◆ 国際的な地球温暖化への取り組みが進む中、国は1999年に「地球温暖化対策推進法」を施行し地球温暖化の取り組みを開始しました。
- ◆ 2015年、COP21でパリ協定が採択され、国ごとに温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）排出量の削減目標が定められることとなりました。日本は2021年に「**2030年度までに2013年度比46%削減**（さらに50%の高みを目指す）」という目標を掲げるとともに、最終的には2050年ゼロカーボンを目指すとししました。現在作成中の『地球温暖化対策計画』では、**2035年60%、2040年73%**という目標を掲げる見込みです。
- ◆ 地球温暖化対策に向けては、地球温暖化対策推進法その他、エネルギー基本計画、GX推進戦略、気候変動適応計画等、様々な計画で取組が位置付けられています。

2030, 35, 40年度の目標推移



地球温暖化対策の方向性

- ◆ 基本的なアプローチは「環境と経済の好循環」
 - ①排出削減と経済成長の同時実現。特にGXを通じた産業構造や社会システムの变革。
 - ②あらゆる政策を総動員した統合的アプローチ。グリーンイノベーションなど。
 - ③国だけでなく、地方自治体、企業、市民などあらゆる主体が参加するパートナーシップによって解決。特に地域での脱炭素化が重要。
- ◆ ゼロカーボンに向けた手段は大きく4つ。
 - ① エネルギー消費量の削減（省エネ化）
 - ② エネルギーの脱炭素化（再エネを主力電源に）
 - ③ エネルギー転換（電化、水素・アンモニアなどの新技術）
 - ④ 吸収減・オフセット（森林吸収やJ-クレジット等）

市町村に求められる計画

【地球温暖化対策実行計画】

区域施策編：地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減施策をまとめた計画

事務事業編：市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減施策をまとめた計画

【気候変動適応計画】

気候変動の影響を軽減・回避するために地域の実情に合わせた施策をまとめた計画（防災、農業、疫病・疾病対策など）

3 国の動向③ 資源循環

第五次循環型社会基本計画について

- ◆ 2024年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」策定
- ◆ 資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制を通じて、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の社会課題の解決に貢献する「循環経済への移行」を最重要視しています。特に気候変動対策の観点からは、我が国の温室効果ガス排出量の約36%を資源循環により削減できる可能性があるとされており、気候変動対策と一体となった循環経済への移行について国家戦略として進めることが明確化されました。

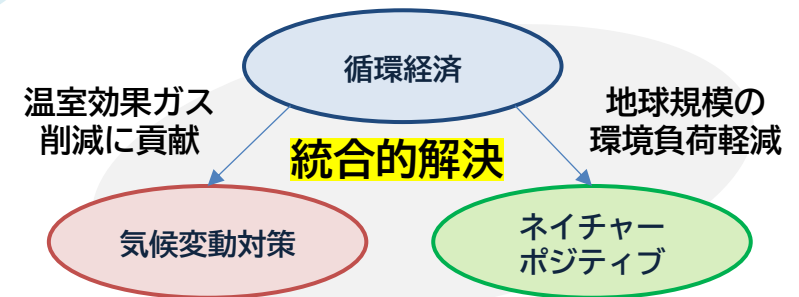
第五次循環型社会基本計画の重要な方向性

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

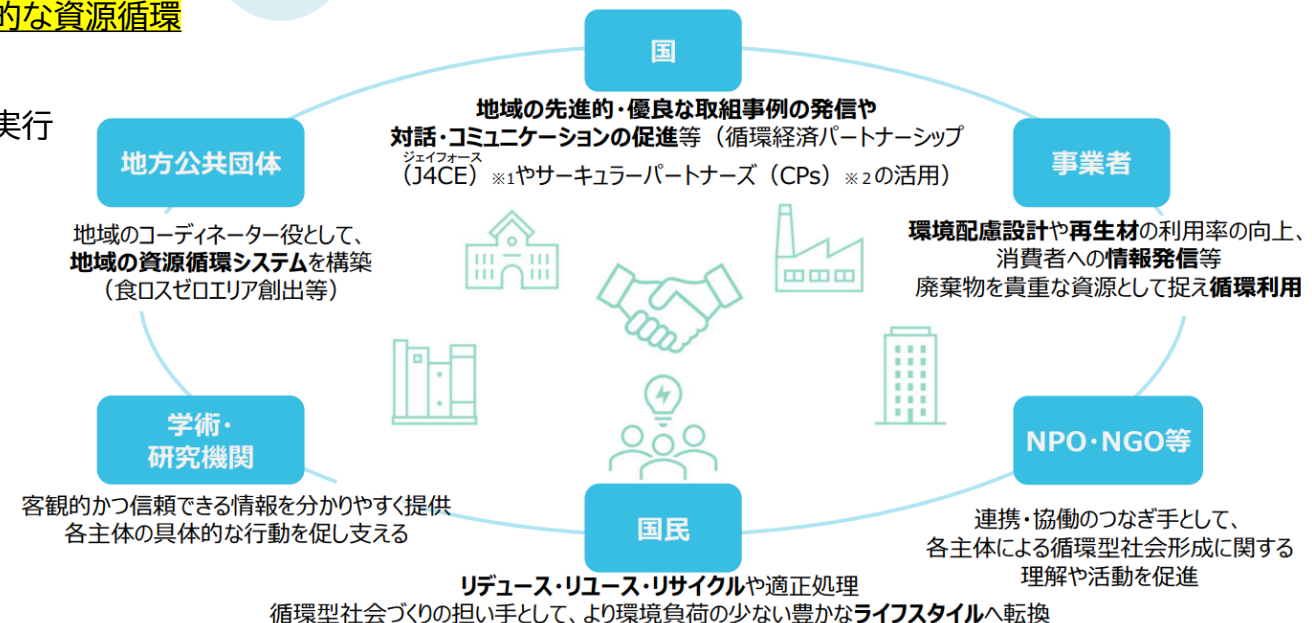
市町村に求められる取組

- ◆ 地域の資源循環システムの構築
- ◆ 一般廃棄物処理基本計画の策定
- ◆ 廃棄物分野の脱炭素施策
- ◆ 廃棄物処理施設における省エネ化・再エネ導入
- ◆ 収集・運搬車両の電動化
- ◆ 分別回収の徹底、食品ロス削減、3Rの促進、環境教育等

循環経済への移行による統合的解決



各主体の連携と役割



3 国の動向④ 自然共生

生物多様性国家戦略2023-2030について

- ◆ 2023年3月「生物多様性国家戦略2023-2030」策定
- ◆ 世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した生物多様性の国家戦略。2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用することを目的とします。
- ◆ 「生物多様性損失」と「気候危機」という2つの危機に統合的対応をするとともに、ネイチャーポジティブ実現のために社会の根本的変革を行います。また、30by30目標の達成により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持・回復します。

ネイチャーポジティブ経済移行戦略

- ◆ 2024年3月「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定
- ◆ 経済活動の自然資本への依存とその損失を「社会経済の持続可能上の明確なリスク」と位置づけ、持続可能な社会経済活動のために「**ネイチャーポジティブ経営**」への移行が必要」としています。

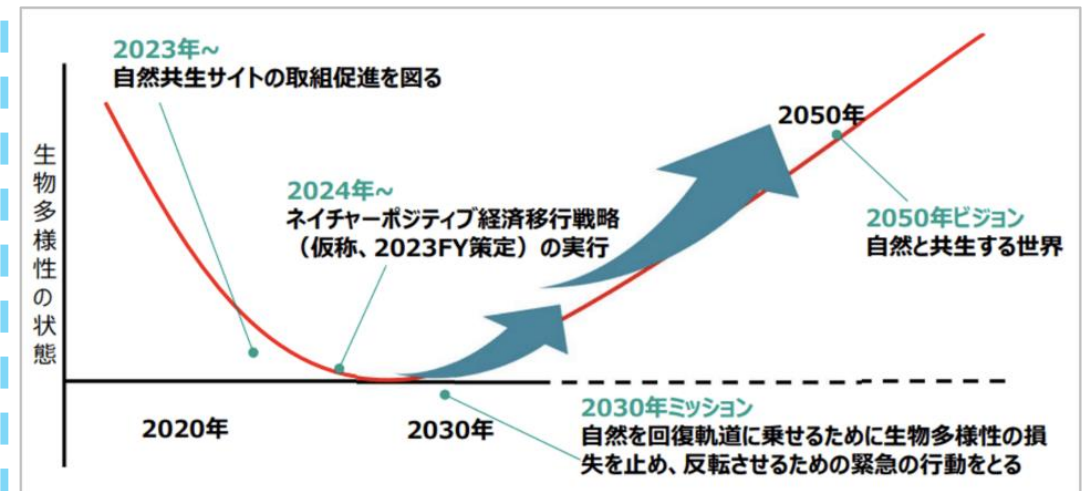
ネイチャーポジティブ経営とは

- 製品の製造等の過程において環境負荷が低減され自然への貢献が最大限に図られる
- 消費者や市場がそうした企業の取り組みを評価することで、自然への配慮がより一層評価される
- 自然への取組が企業の価値やビジネスの機会となり、これによって投資などの資金の流れも呼び込むことができる
- TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）など、企業の自然に対する取組状況の開示に関する枠組みも活用され始めている

ネイチャーポジティブと30by30

【ネイチャーポジティブ】

「自然資本の損失を食い止め、将来的に回復軌道に乗せる取組」のこと。具体的には、2020年をベースライン都市、そこから自然損失を発生させないこと（ネットゼロ）を目指し、2030年までに総体でプラスにしていくことを目的としています。



【30by30】

2030年までに陸と海の**30%**以上を保護地域として効果的に保全するという国際的な生物多様性保全目標の一つ。
具体的な取組・・・保護区域の拡大（国立・国定公園の指定、自然共生サイトの認定、沿岸・海洋保護区の設定など）、保全活動、OECMの活用等。

3 県の動向

計画体系

岐阜県環境基本条例

第6次岐阜県環境基本計画 (R3.3)

岐阜県地球温暖化防止・
気候変動適応計画 (R3.3)

第3次岐阜県廃棄物処理計画 (R3.3)

生物多様性戦略ぎふ (H28.3)

- ① 「脱炭素社会ぎふ」の実現
- ② 資源循環型社会の形成
- ③ 美しく豊かな環境との共生
- ④ 安全・安心な生活環境の確保
- ⑤ 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

地球温暖化対策

【目標】

中期目標：2030年度までに2013年度比48%削減し
さらに50%の高みに向けて挑戦

長期目標：2050年度までに実質ゼロ

事務事業：2030年度までに2013年度比70%削減

【施策の方向性】

緩和策：再エネ（太陽光等）、住宅・建築物（ZEH、ZEB）、まちづくり・交通・運輸、
商工業・観光、農畜水産業、森林・林業、循環経済、社会インフラ、普及啓発

適応策：農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産
業・経済活動、県民生活・都市生活



資源循環

【目標（抜粋）】

一般廃棄物：2025年度 608千t、2025年度 548千t

産業廃棄物：2025年度 3,677千t、2025年度 3,677千t

【施策の柱】

- ① 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進
- ② 美しい生活環境の保全
- ③ 災害・感染症・気候変動への備え

【主な取組】

- ・ 3Rの推進
- ・ 食品ロス削減
- ・ 産業廃棄物の適正処理
- ・ プラスチックごみ削減対策
- ・ 災害廃棄物処理対策
- ・ 気候変動への対応
- ・ 各主体との連携強化

生物多様性

【3つの視点】

- ① 「森・川・海のつながりを守る」
- ② 「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」
- ③ とともに考え続ける

【主な取組】

- ・ 清流の国ぎふ森林・環境基金事業、清流の国ぎふ憲章、世界農業遺産「清流長良川の鮎」認定など

4 計画策定の方向性

計画の構成

- ◆ 現行の「将来の環境像」及び「5つの柱」の方向性を踏襲しつつ、国・県の動向や市の現状を踏まえた上でアップグレードします。（例：低炭素→脱炭素）
- ◆ 各施策及び指標について実施状況を検証し進捗状況を整理するとともに、施策毎に評価を行い、施策・取組の妥当性を評価します。その上で、第4次計画の施策・取組及び指標を作成します。
- ◆ 現行の市関連計画と整合性を図ります。併せて、脱炭素分野の重要計画である「地域脱炭素ロードマップ」と、廃棄物関連の重要計画である「一般廃棄物処理基本計画」については包含・引用する形で組み込みます。

策定の基本方針

1. パートナースhip型の計画

- 市の5つの柱である環境施策はいずれも多様な主体が関与する問題であり、あらゆるステークホルダーが対等な立場で参画し、それぞれの強みを活かしながら解決していくことが必要不可欠です。
- 中津川市は区長会連合会と共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を行うなど市民協働で環境に関する課題解決を実施してきた実績があり、第4次計画の策定でも市民協働を活かしたいと考えています。
- 審議会委員の皆様、市民団体、事業者等に対してアンケート又はヒアリングを実施し意見を反映することで、住民主体による計画づくりを行います。

2. ビジョン型の計画

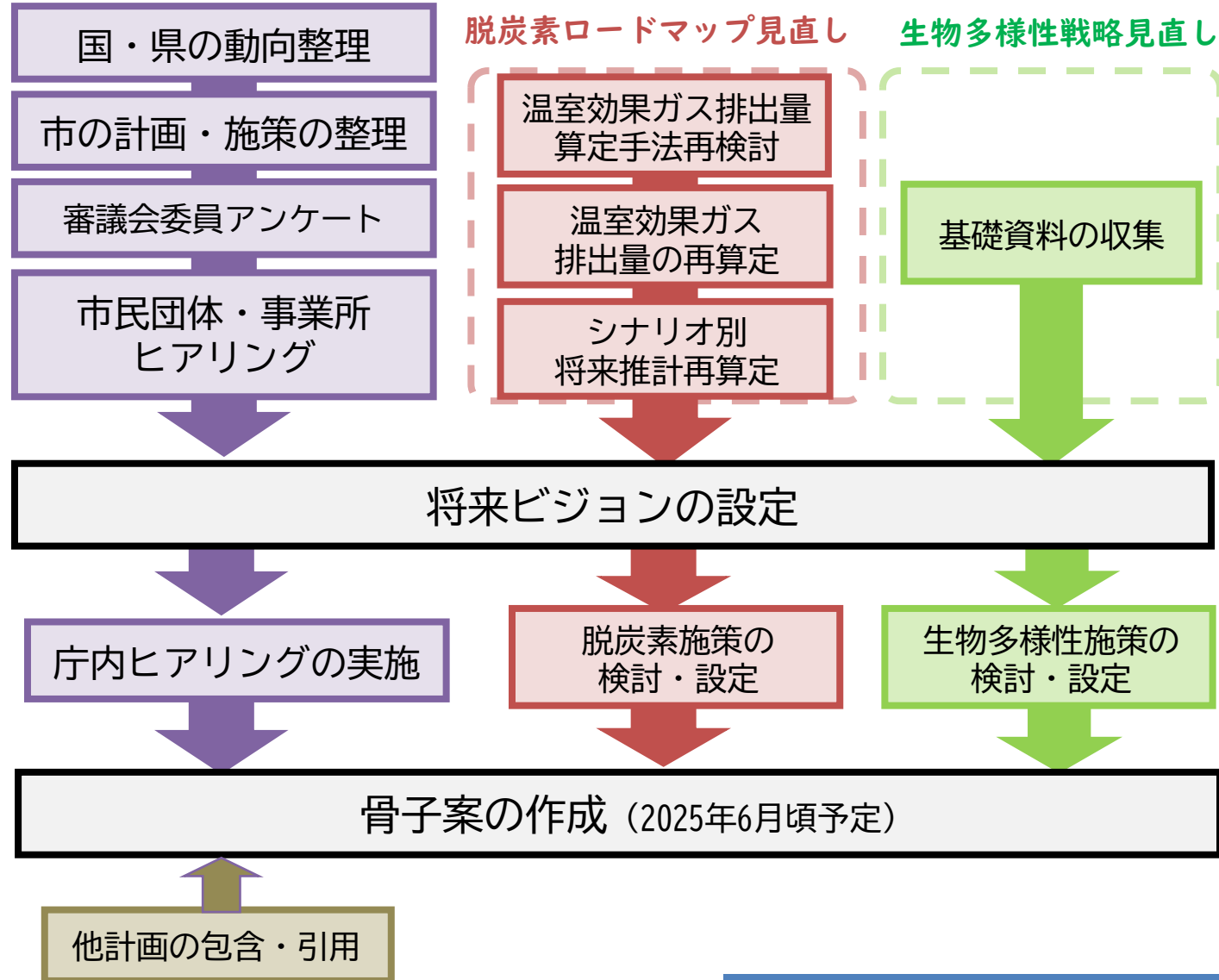
- 環境施策やそれを取り巻く状況は年々変化が速くなっており、短いスパンでの計画見直しだけでは対応が難しい場合もあります。そのような状況において市の環境基本計画に求められるものは、市としての確固たる理念と方向性を示す将来ビジョン（将来像）であると考えます。
- 将来ビジョンを重視する「ビジョン型のプラン」とすることで、国等の様々な方針・施策等の変化に柔軟に対応できると考えます。
- 施策・指標については10年後を見越した持続可能なものとし、短期スパンの取組・指標等については別途設定することとします。

3. ウェルビーイングの計画

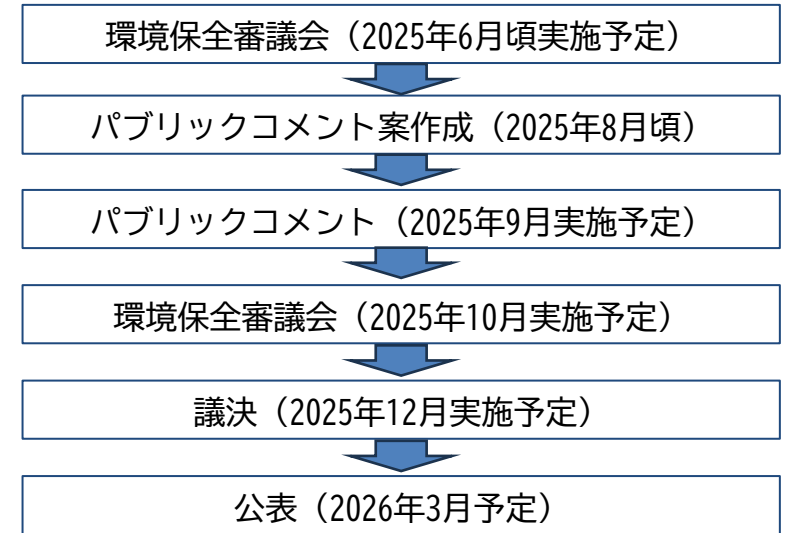
- 「ウェルビーイング」とは「より良い暮らし」という意味です。『第六次環境基本計画』では、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位目標とし、「環境の保全を通じて現在及び将来にわたって生活の質・幸福度・ウェルビーイング・経済厚生の向上」を目指すとしています。
- このような考え方を取り入れ、本環境基本計画においては、「単に環境の課題だけを解決するのではなく、社会・経済といった地域課題の統合的解決を図り、それによって市民の生活の質を上げていくこと」を基本的な考えとして取り込み施策検討の主軸とします。

5 計画策定フロー

策定フロー（骨子案作成まで）



骨子案作成後の流れ



- ◆ パブリックコメント案作成後、審議会委員に向けてパブリックコメント案を送付し、意見等聴取の機会を設ける。

今後の審議会の議題（案）

第2回 （2025年6月）	第3回 （2025年10月）
計画骨子案及び施策体系について	- パブリックコメントの実施結果について - 計画最終案の承認について

□ 中津川市の「将来の環境像」について

- ・中津川市の「将来像」はどのようなものかいいと考えるか

□ 現行計画における施策の課題と第四次計画の施策について

- ・現在の中津川市の環境施策について、どのようなことが課題だと感じるか
- ・上記の課題に対して、どのような施策を展開すればいいと考えるか